

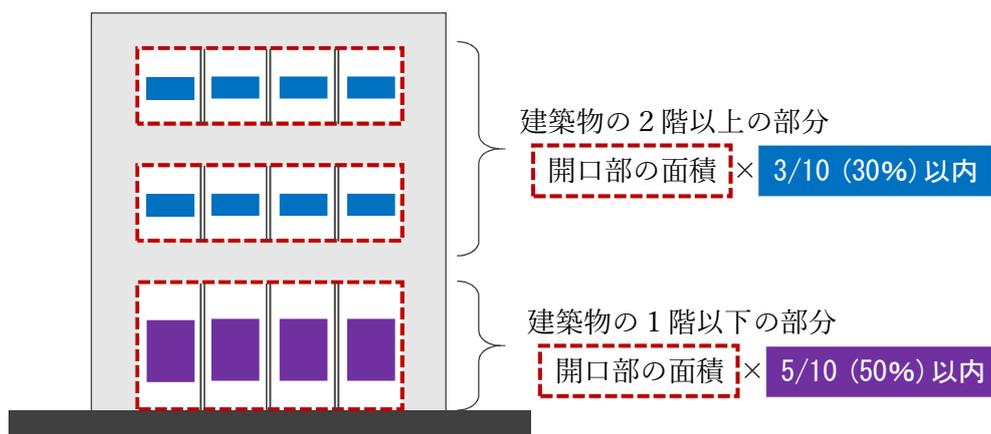
倉敷市景観計画(2021)による 特定屋内広告物の設置ガイドライン

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、倉敷市景観計画(2021)により設置に関するガイドラインを設け、一定の制限を行うこととします。

(※屋外広告物のように許可申請は不要ですが、以下の基準に違反した場合は指導等の対象となります。)

定義	建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
基準	<p>ア 建築物の1階以下の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の5以内とすること。</p> <p>イ 建築物の2階以上の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の3以内とすること。</p> <p>ウ 高さ、大きさ、色彩等について共通化を図ること。</p>



【特定屋内広告物に該当しない例】

- ・屋内の利用者に向けて窓ガラスの内側に貼るポスター
- ・屋内の利用者に向けた商品の値札やイメージボード
- ・車、衣類その他の商品等を開口部に陳列したもの
- ・実演販売のような宣伝行為に関するもの

*ショーウィンドウや地下街などの壁の陳列スペースに、表示・設置したものや、窓等から少し離して設けた掲示板、広告用の等身大パネル、ポップ等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したものについては、特定屋内広告物とはみなしませんが、華美になりすぎないように、配慮してください。

「特定屋内広告物の設置ガイドライン」は、令和3年4月1日から運用開始します。

■問合せ先■ 倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
e-mail : keikan@city.kurashiki.okayama.jp

TEL : 086-426-3494 FAX : 086-421-1600
HP : <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan>